

中央労働基準監督署 発表  
令和2年9月24日(木)

【照会先】

中央労働基準監督署  
副署長 若山 匡秀  
第3方面主任監督官 田村 雄志  
(電話) 03 - 5803 - 7381

報道関係者 各位

## 職場における新型コロナウイルス感染症対策に係る 自主点検結果について

～中央区・千代田区・文京区の582事業場が自主点検を実施～

中央労働基準監督署は、中央区・千代田区・文京区内の労働者数300人以上の事業場に対して「職場における新型コロナウイルス感染症対策に係る自主点検」を依頼し、その回答結果をとりまとめましたので公表します。(調査対象事業場数：925、回答事業場数：582、調査期間：令和2年7月6日～令和2年8月31日。)

中央労働基準監督署では、「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト(事業主向け)」( )の配布等により職場における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の周知啓発に取り組んでいきます。(チェックリストについては厚生労働省ホームページに掲載されています。<https://www.mhlw.go.jp/content/000657665.pdf> )

### 【自主点検結果の概要】(詳細は別添のとおり)

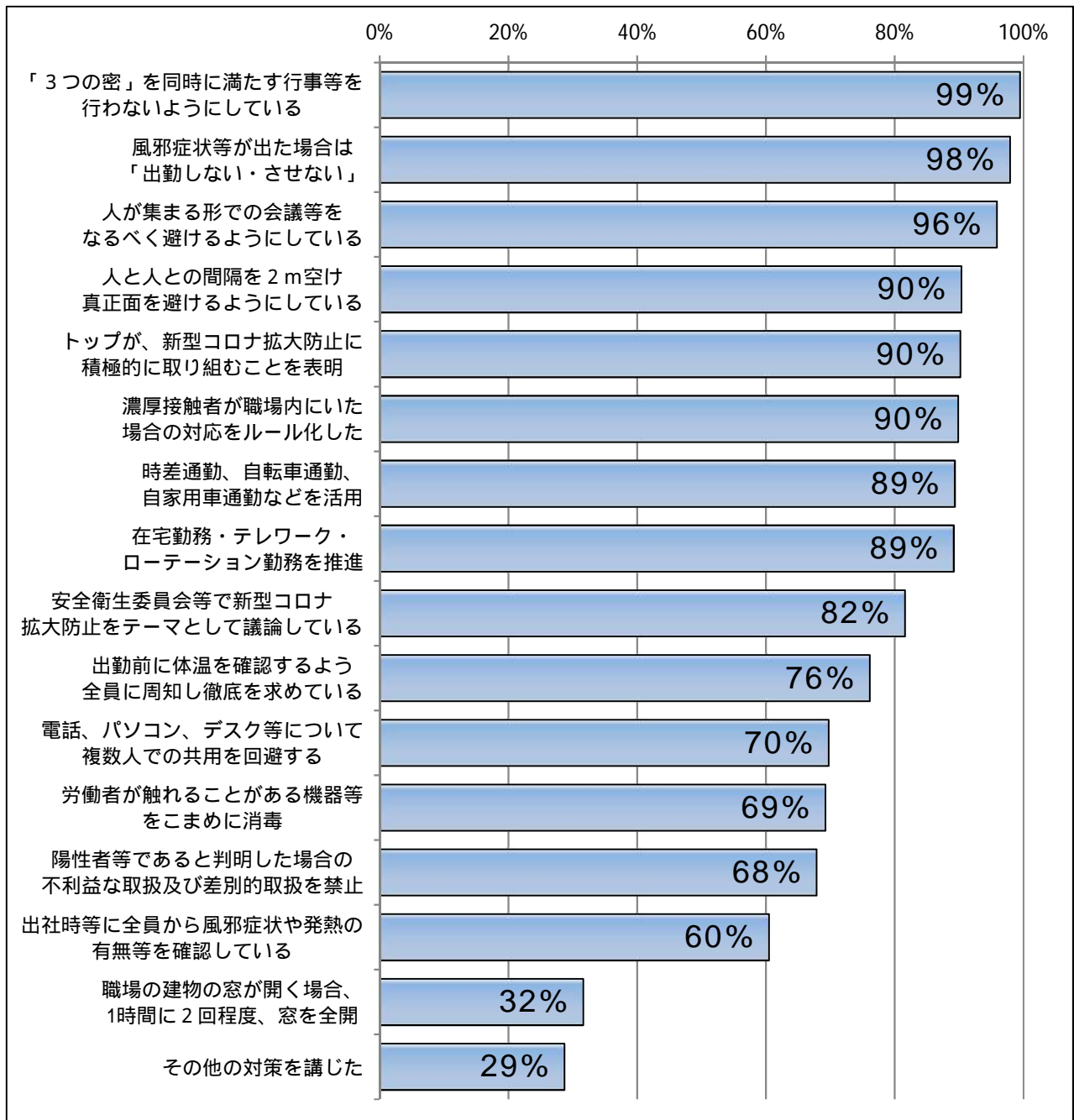
#### 1 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策

- (1) 「3つの密」を同時に満たす行事等を行わないようにしている。・・・579事業場(99%)
- (2) トップが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組むことを表明している。・・・525事業場(90%)
- (3) 衛生委員会等において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止をテーマとして取り上げ、事業場の実態を踏まえた実現可能な対策を議論している。・・・475事業場(82%)

#### 2 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた労務管理

- (1) 前年同時期に比べて、時間外・休日労働が減った。・・・374事業場(64%)
- (2) 時間外・休日労働が月100時間を超えた労働者がいる。・・・68事業場(12%)
- (3) 時間外労働が月45時間を超えた場合に36協定の特別条項を適用した。・・・447事業場(91%)
- (4) 休業させた労働者に対して賃金全額を支払っている。・・・223事業場(38%)
- (5) 新型コロナウイルスの影響による整理解雇、退職勧奨、有期労働契約の雇止め、採用内定取消のいずれも行っていない。・・・559事業場(96%)

# 1 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策について



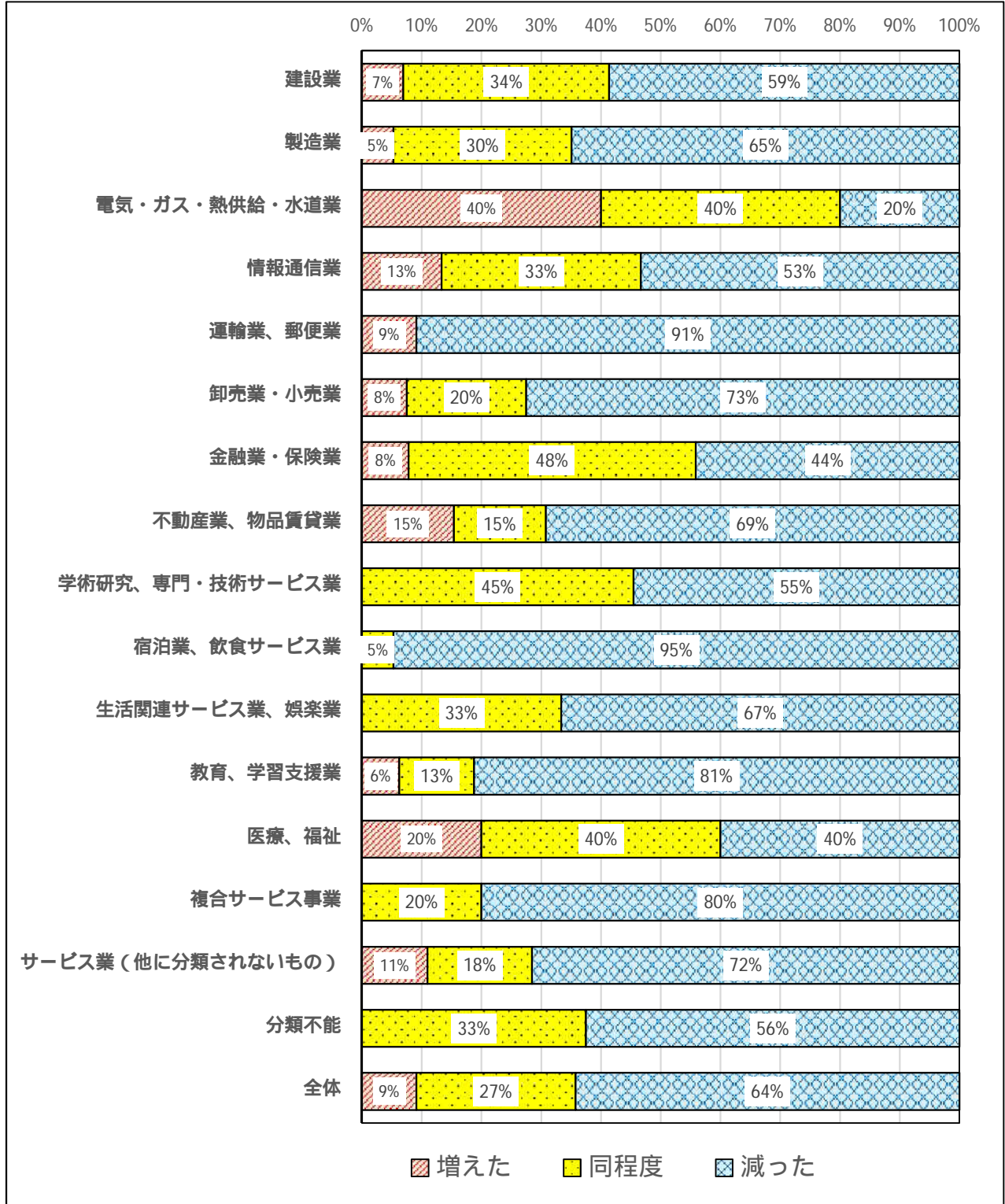
## 【その他の対策】

出張の制限。  
 フリーアドレスの凍結。  
 社内サテライトオフィスの設置。  
 出社承認制(出社率20%未満設定)を実施。  
 サーモカメラで体温測定。

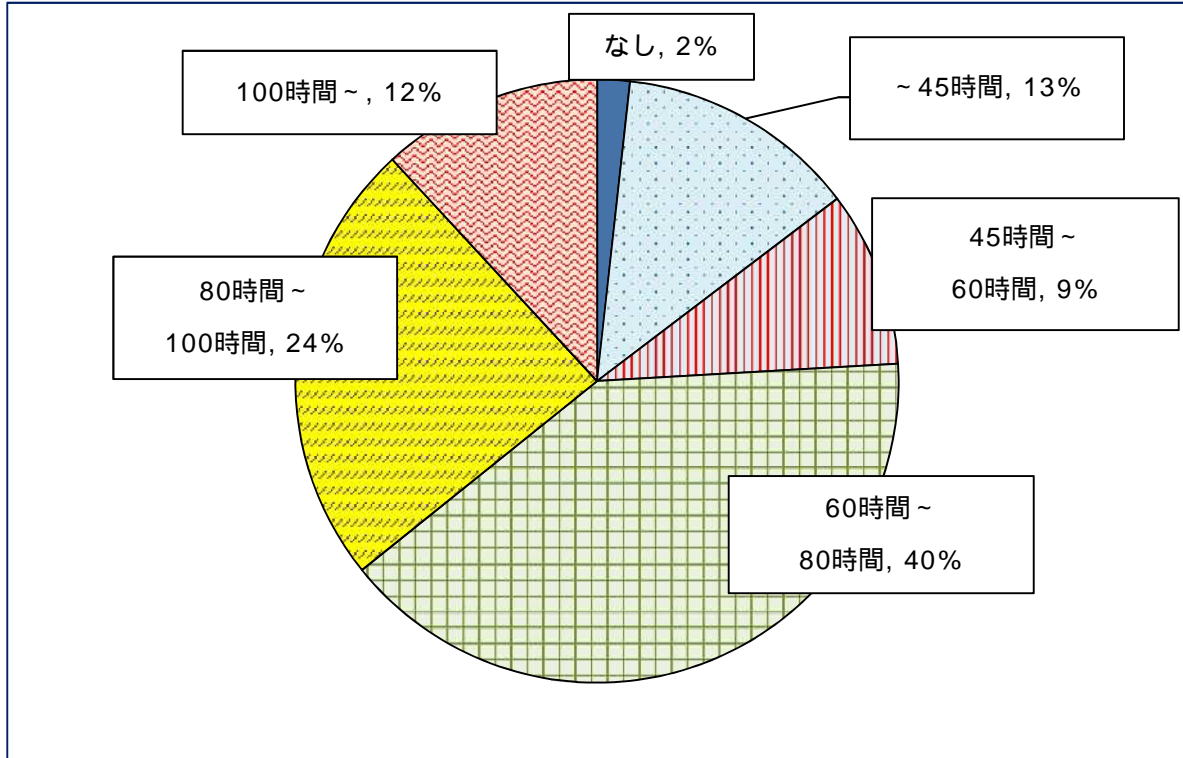
複数チームによる交代勤務。  
 社長を本部長とする対策本部の設置。  
 昼休み三交代制の導入。  
 懇親会の自粛。

## 2 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた労務管理について

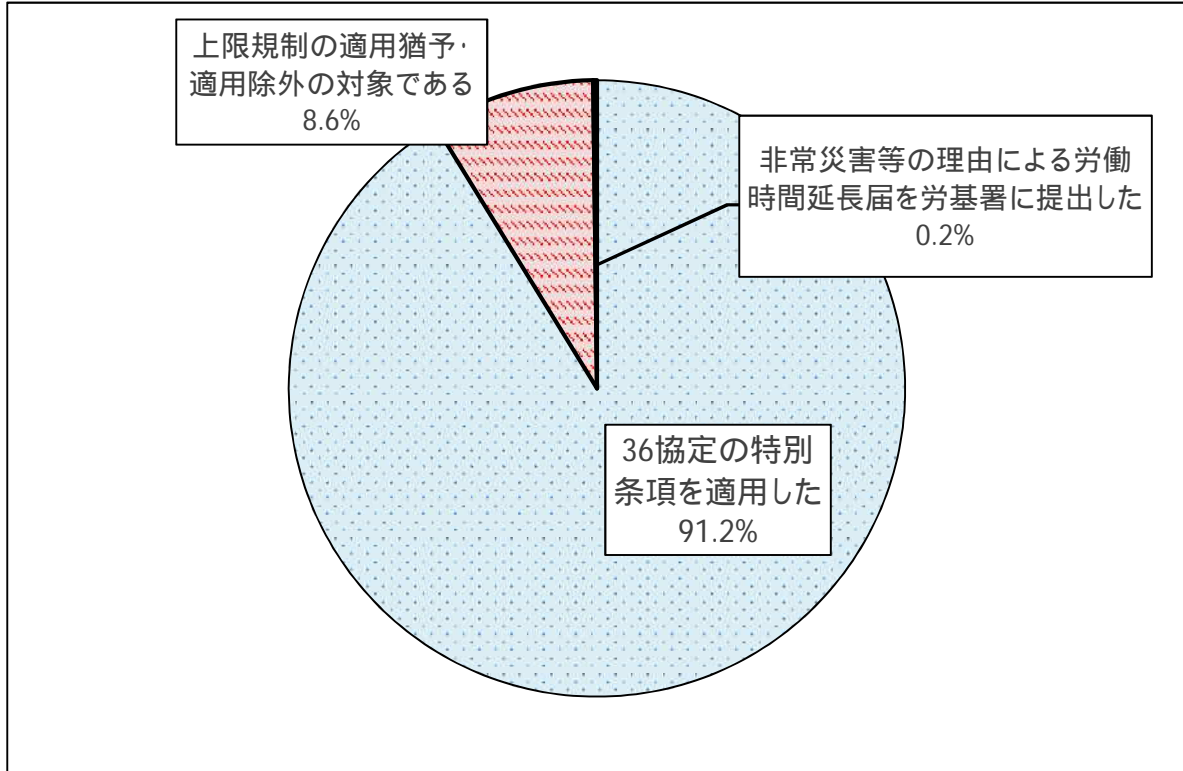
(1) 令和2年1月1日から令和2年6月30日までの期間において、前年同時期に比べて、時間外・休日労働は増えましたか。



(2)令和2年1月1日から令和2年6月30日までの期間において、1か月の時間外・休日労働が最も長い労働者は何時間でしたか。

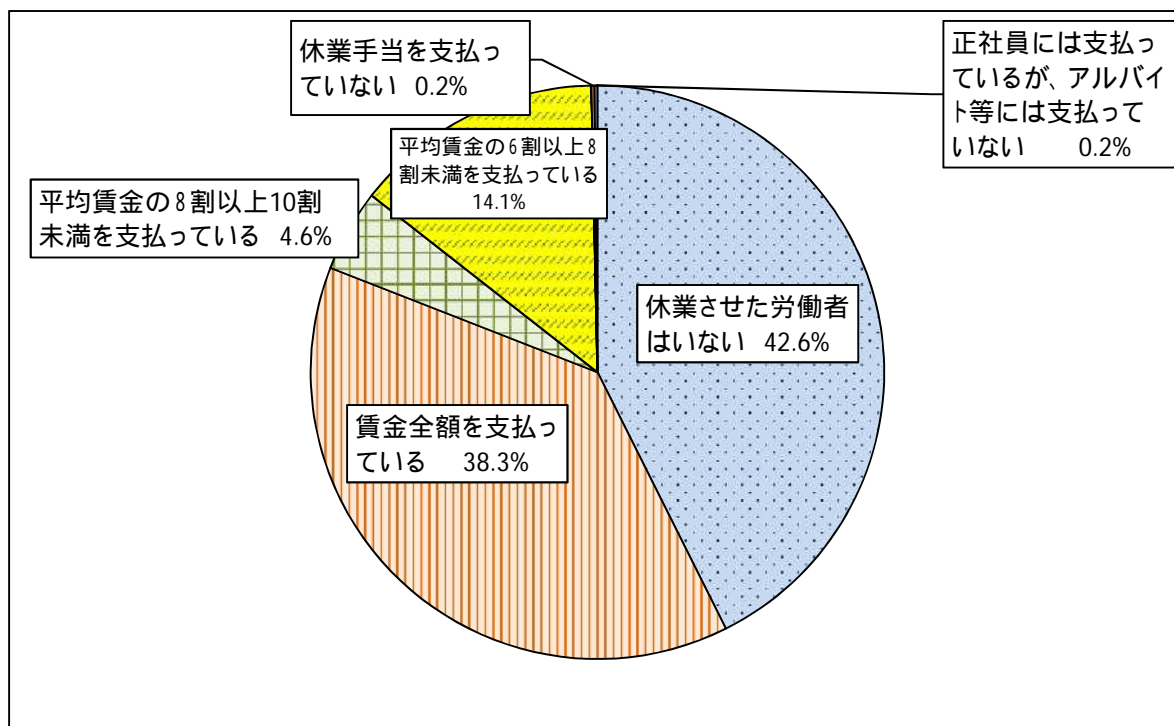


(3)上記(2)において、1か月の時間外労働が45時間を超えた場合、36協定との関係ではどのような措置を取りましたか。





(4)令和2年1月1日から令和2年6月30日までの期間において、労働者を休業させた場合の賃金の支払状況についてお尋ねします。



(5) 令和2年1月1日から令和2年6月30日までの期間において、新型コロナウイルス感染症の影響により、整理解雇、退職勧奨、有期労働契約の雇止め、採用内定取り消しのいずれかの措置を実施したかお尋ねします。【複数選択】

